

大和市歩きスマホの防止に関する条例

大和市都市施設部道路安全対策課

1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 大和市の概要

大和市は神奈川県ほぼ中央部に位置し、鉄道3線・8駅があり、横浜へ20分、渋谷へ40分、新宿へ45分程度、市域のほとんどが駅まで15分以内の徒歩圏にあるほか、国道7線が縦横に走り、東名高速道路インターにも近いなど交通の便利なところです。台地上の平坦な地形が多く、自然災害が少ない住みやすい街です。南北に10キロ、東西に2〜3キロの市域に、人口約24万人、県内では2番目に人口密度が高くなっています。

(2) 条例制定の背景・きっかけ

このように人が密集している中であって、国の統計でスマホの世帯保有率はパソコンを上回り、79%以上と急激に普及しています。歩きスマホによって人とぶつかりそうになったり、自らつまずくなど危険な経験をされた方も多いのではないのでしょうか。歩きスマホにより、注意力が散漫になり交通事故に遭う危険性も高くなります。幸いにしてこれまでのところ市内で歩きスマホを原因とする死亡・重傷など重大な事故は確認されていませんが、この先、更にスマホの普及率が高くなると予想されることから、事故やトラブルを未然に防止するため、市長が必要と判断し、

令和元年5月に条例化の検討を開始しました。

(3) 制定までの経過

令和元年9月には本格的な調整を開始し、令和2年1月に実態調査、3月に交通安全対策協議会を構成する関係機関・団体等への意見聴取、同月中旬から4月中旬にかけてパブリックコメントをそれぞれ実施。6月議会へ上程・可決成立し、令和2年7月1日施行となりました。本市調べ（例規集データベースシステム検索結果）では歩きスマホに特化した条例としては全国初と認識しています。

大和市は「大和市歩きスマホの防止に関する条例」を制定した（条例第17号として令和2年6月公布、同年7月施行）。

歩きスマホに特化した条例としては全国初となるもの。罰則規定はないが、市と市民、事業者の責務を定めており、必要な施策を推進することとしている。

(4) 実態調査の結果

乗換駅で通行量の多い大和駅と中央林間駅周辺で、平日の朝夕及び土曜日の午前・午後の人通りの多い時間帯にカウントしたところ、歩行者約6千人のうち12%、8人に1人が歩きスマホをしていたという結果でした。

(5) パブリックコメントの結果等

令和2年3月16日から4月14日にかけて条例案に対するパブリックコメントを実施し、その結果10人から意見があり、うち9人が肯定的な意見、1人がやや否定的な感想でした。新聞・テレビ等でも多数の報道があったため、条例施行後にも電話やメール、手紙で御意見を頂くことがありましたが、普段は苦情の多い交通安全・自転車対策係にあつて珍しくその多くが条例制定に好意的な意見でした。歩きスマホの危険性を理解し、何らかの対策が必要であると感じている方は多いと考えられます。

2 条例の内容

(1) 目的

歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの

防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを、条例の目的としました。なお、「交通事故等」とは、交通事故及び通常は交通事故として扱われない人対人の接触に伴う事故や傷害が含まれます。

(2) 定義

① 公共の場所

「公共の場所」として、道路、駅前広場、公園のほか、その他の公共の用に供される場所（例えば、公共施設の駐車場・駐輪場・広場・通路など）の屋外部分を規定しています。これら公共施設の管理者が利用者等に対して注意喚起等を行うこととなりますが、特に駅周辺の道路・駅前広場については主に放置自転車対策を行う交通安全巡視員や路上喫煙防止指導員が、イベント会場となる公園や駐車場については交通指導員が、既存の業務に加えて注意喚起を行うことを想定しています。

なお、屋内及び民間施設については、条例で一律に防止するのではなく、それぞれの管理者が施設の用途や利用状況に応じて注意喚起を行うなど、きめ細かく対応できるものであることから、条例の対象外としています。駅構内についても同様で、既に鉄道事業者が

電気通信事業者と合同でキャンペーンを実施するなど全線で広域的に注意喚起を行っており、大和市域の駅構内のみを条例により禁止とすることが妥当でないことから、条例の禁止対象とはしていませんが、鉄道事業者とは連携して歩きスマホ防止を推進していきます。

② スマホ等

「スマホ等」として、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物（例えば、ゲーム機やカメラ、パソコン、テレビ、映像・音響再生機、電子書籍など画像を表示する機能を有する機器類）を規定しています。

③ 歩きスマホ

「歩きスマホ」を「スマホ等の画面を注視しながら歩行すること」と規定しています。「注視」には、道路交通法のいわゆる「ながら運転」と同様に、一瞬であっても周囲に注意を払わず道路等を移動することは危険であるため、時間等の規定はありません。

(定義) 〔第2条・抜粋〕

(1) 公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）をいう。

(2)・(3) 略

(4) スマホ等 スマートフォン、携帯電話、

タブレット端末又はこれらに類する物をいう。

(5) 歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

(3) 市・市民等・事業者の責務

市は条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならないことを規定し、道路所管課に限らず、所管する施設の利用者等に対して意識啓発を行うほか、関係機関や市民等、事業者に対して協力を求めるなど、必要な施策を推進する責務を有します。

市民等及び事業者は市の実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めることを規定し、それぞれ市が実施する意識啓発等の施策に協力するよう努める責務を有します。

(4) 歩きスマホの禁止

公共の場所において、歩きスマホの禁止及びスマホ等の操作を他者の通行の妨げにならない場所で立ち止まった状態で行わなければならないことを規定しています。なお、道路交通法等で既に禁止となっている自転車乗車中のスマホやイヤホン使用などの「ながら運転」は本条例の対象としていません。

(歩きスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所において歩き

スマホを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

(5) 連携その他

その他、市が市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施することや、財政上の措置について規定しています。

具体的には、交通安全対策協議会の構成員である関係機関、鉄道等の事業者、交通安全関係団体等の市民と連携し、交通安全啓発活動等の一環として施策を実施していきます。

(6) 罰則について

公共の場所での禁止を明確化し、意識啓発を継続することが重要と考え、罰則規定は設けていません。自分だけは大丈夫と思わず、また、注意されるからその場だけしないということでもなく、一人一人に日頃から心掛けていただくことが、安全につながるものと考えています。

啓発活動を続けた結果、今ではほとんど見

掛けなくなった行為の事例などもあります。歩きスマホの防止も同様の視点で期待したいと考えています。

3 現在の取組

この条例はパブリックコメント時から施行後まで、国内の新聞・テレビ・ラジオ・ネットニュース・雑誌など多数のメディアに何度も取り上げられました。また、フランス・イギリス・ドイツ・中国など海外からの取材・報道も多く、そのことが再び国内でも話題となるなど、報道が更に取材を呼ぶという状況です。メディアの皆さんのお陰で、徐々にではありますが、認知度は高まりつつあるものと捉えています。

市としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大規模な街頭キャンペーンなどによる直接的な声掛けができない状況ですが、交通指導パトロールカーや駅前などでスピーカーを使用した録音音声による啓発活動を、ほぼ毎日実施しています。そのほか、市内全戸に配布している広報紙やホームページ、ツイッター、メールなどの広報媒体も活用して、市民の皆様に周知を図っています。また、交通安全ポスターコンクールの対象を例年小学生のみのところ中学生まで拡大し、「歩きスマホ防止部門」を設け、コロナ

録音音声による「交通指導車啓発活動」



(8 駅周辺を中心に市内全域。写真は中央林間駅前)

録音音声による感染症対策を講じた「駅前啓発活動」



(写真は7月1日条例施行日、大和駅前。通常は大和駅又は中央林間駅前で2名)

禍の夏休み短縮で学校での同様の課題が制限されている中において特別に募集をさせていただき、多くの作品が集まりました。今後、優秀作品を啓発ポスターとして通常よりも多く印刷し、公共施設だけではなく、駅、金融機関、郵便局、商業施設などに掲示を依頼する予定です。

4 課題と今後の展望

歩きスマホ防止に限らず交通安全について、コロナ禍の新しい生活様式に適合した啓発活動をどのように進めていくかが課題となっています。感染拡大防止対策を講じた上で交通安全教室などの事業を徐々に再開している状況ですが、種々の制約による影響も考慮しながら工夫して取り組んでいきます。今後、悲惨な事故を1件でも防止できるように、歩きスマホをしてしまっている方に意識と行動を変えていただくため、のぼり旗の増設や路面標示シートの設置なども合わせて、地道に、着実に、啓発活動が続けていく予定です。

